

北しりべし廃棄物処理広域連合職員に係る次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

制 定 平成17年3月30日規則第3号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項に規定する特定事業主は、広域連合長とし、広域連合事務局に勤務する職員について同項に規定する特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。